

## 商船三井グループ 人権方針

商船三井グループは、人権を尊重することが企業として果たすべき社会的責任であることを認識し、当社グループの全ての事業活動の基盤となる原則として、「商船三井グループ人権方針」（以下、人権方針）を制定します。なお、本方針は、商船三井グループの人権にかかる方針・規程類の最上位に位置付けられるものとします。

### 適用範囲

本人権方針は、グループ各社全ての役員・従業員及び船員に適用されます。また、商船三井グループの事業活動に関連する、サプライヤーを含む全てのビジネスパートナーの皆様にも、本方針を支持していただくことを期待しております。

### 1. 関連する法令・ガイドラインの遵守

商船三井グループは、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づいて、人権尊重にかかる企業としての責任を果たしてまいります。

また、全ての人々に保障されている基本的人権を規定した「国際人権章典」、「労働における基本的原則および権利に関する国際労働機関宣言」（結社の自由および団体交渉権、強制労働の禁止、児童労働の廃止、雇用および職業における差別の禁止等の労働にかかる基本的権利を規定）、OECD 多国籍企業行動指針、船員の労働に関する基本的権利を定めた「2006年の海上の労働に関する条約」等に規定された人権を尊重します。

これらに加え、日本の船会社として初めて署名した、国連提唱のグローバル・コンパクトにおいて掲げられた4分野10原則を支持します。

各国においては、労働時間、賃金等を規定する法令をはじめ、事業活動を行う各国・地域で適用されている法令を遵守します。

### 2. 事業活動における人権尊重

商船三井グループは、人種・信条・宗教・国籍・年齢・性別・門地・心身の障害・性的指向および性自認等による差別を禁止します。また、長時間労働・ハラスメント・強制労働・児童労働の禁止、結社の自由および団体交渉権の保障、最低賃金および生活賃金の保障、現地雇用・調達・コミュニティ投資を含む地域社会への配慮等へ取り組み、自らの事業活動におけるあらゆる人々の人権の尊重に努めます。

### 3. 人権尊重にかかる取り組み

商船三井グループは、人権侵害の発生を予防するため、バリューチェーンを通じた人権デュー・ディリジェンスのプロセスを構築し、継続的に実践してまいります。また、本方針をより多くのステークホルダーにご理解いただくため、当社グループの役員・従業員に対する人

権研修等を通じた能力開発、関連する規程・事業活動への本方針の組み込み、取引先の皆様へのご説明等に努めます。

さらに、当社グループの事業活動において直接または間接的に人権侵害が生じた場合は是正救済に向けて適切な対処を行うよう取り組みを推進してまいります。

本方針の実施にあたっては、CESO（Chief Environment Sustainability Officer）をトップとする体制を構築し、人権尊重の責任を果たしてまいります。

#### 4. ステークホルダーとの対話

商船三井グループは、お取引先（サプライヤー、お客さま含む）、株主・投資家、地域社会の皆さまをはじめ、当社グループの事業活動によって人権侵害を受ける可能性のあるステークホルダーの皆さまと、今後も継続的な対話を図ってまいります。

また、社外の第三者機関・専門家の助言を受けながら、事業活動を通じた人権侵害の発生リスクの軽減に努めてまいります。

こうした直接的なコミュニケーションに加え、当社グループの人権にかかる取り組みについて説明責任を果たすため、Web サイト等を通じて、定期的に情報開示を行うよう努めてまいります。

以上、本方針は、株式会社商船三井の取締役会において、2022年3月31日に承認されています。

2022年3月31日  
株式会社商船三井  
代表取締役社長  
橋本 剛